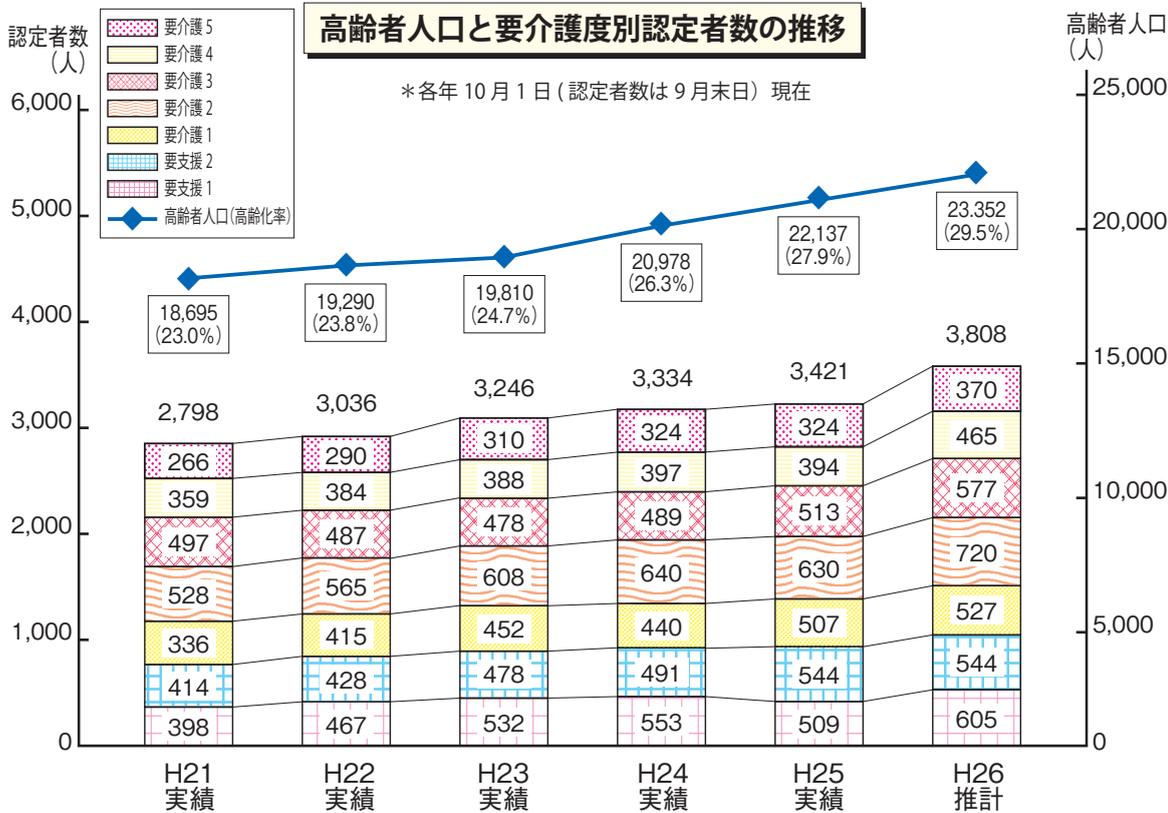


介護保険だより 6/15

平成26年(2014年)



お問い合わせは 高齢介護課 (〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4043 FAX56-4032) へ
[ホームページアドレス] <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>



「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごすためにまちづくり」をめざして

増え続ける高齢者の介護を、社会全体で支える介護保険制度。制度創設以来、市ではみなさんが必要なサービスを安心してご利用いただけるよう、介護サービスの提供体制について計画的な整備をすすめてきました。これからも市は、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、「高齢者の自立支援」と「持続可能な介護保険運営」をめざして介護保険サービスの充実に取り組めます。

平成26年度介護保険料 第1号被保険者(65歳以上の人) ※保険料額は、平成25年度と同じです

| 段階 | 対象者 | 保険料率 | 保険料額(年額:円) |
|-------|-------------------------------------|-------------|----------------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者 非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 | (基準額)×0.45 | 26,370 |
| 第2段階 | 非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下 | (基準額)×0.475 | 27,830 |
| 第3段階 | 非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円以下 | (基準額)×0.625 | 36,620 |
| 第4段階 | 非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円超 | (基準額)×0.7 | 41,010 |
| 第5段階 | 課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下 | (基準額)×0.85 | 49,800 |
| 第6段階 | 課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円超 | 基準額 | 58,580 (月額:4,881) |
| 第7段階 | 本人課税で、合計所得金額125万円以下 | (基準額)×1.125 | 65,910 |
| 第8段階 | 本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満 | (基準額)×1.25 | 73,230 |
| 第9段階 | 本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満 | (基準額)×1.5 | 87,870 |
| 第10段階 | 本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満 | (基準額)×1.6 | 93,730 |
| 第11段階 | 本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満 | (基準額)×1.7 | 99,590 |
| 第12段階 | 本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満 | (基準額)×1.8 | 105,450 |
| 第13段階 | 本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満 | (基準額)×1.9 | 111,310 |
| 第14段階 | 本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満 | (基準額)×2.0 | 117,160 |
| 第15段階 | 本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満 | (基準額)×2.1 | 123,020 |
| 第16段階 | 本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満 | (基準額)×2.2 | 128,880 |
| 第17段階 | 本人課税で、合計所得金額1,000万円以上 | (基準額)×2.3 | 134,740 |

◎合計所得金額とは、年金・給与・事業などの所得をすべて合算したものです
◎年金から天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、平成25年度の保険料を基準に納めていただいています。前半(4月、6月、8月)と後半(10月、12月、2月)のそれぞれの保険料の合計額をできるだけ均等にすることがあります。そのため8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増額することがあります
◎保険料額は平成26年4月～27年3月までの1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票は1月から12月までの金額のため、この保険料額とは金額が異なります

市の高齢者人口と介護度別要介護認定者数の推移

本市の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、平成12年10月の13.8%(7.0人に1人)から、25年10月には27.9%(3.5人に1人)と、14.1ポイントの大幅な増加となっています。また認定者数も12年10月と25年10月を比べると2.204人増、2.81倍と大幅な

介護保険のしくみ

介護保険は、支え合いの考えのもとで連帯して保険料を負担し、加齢による病気などにより介護が必要になった人に、介護サービスを提供するしくみです。40歳以上の人が被保険者として保険料を納め、介護や支援が必要であると認められれば、

新たな計画策定

今年度、市では第6期目となる介護保険事業計画を策定します。今回は、医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供できる社会を目指し、今後各種施策の見直しを行う予定です。そのため

介護保険料は納期限までに納めましょう

保険料を納期限までに納めない、督促状や催告書により納付を催告することとなり、督促手数料や未納期間に応じた延滞金がかかってしまいます。1年以上滞納すると、介護サービスを利用する際の費用を一旦全額利用者が負担し、申請により保険給付分が後から支払われる償還払いとなります。また納期限から2年を過ぎる

と、介護保険料は時効により納めることができなくなりますが、時効となった保険料がある場合、介護サービスを利用する際、その未納期間に応じて、通常1割の自己負担が3割に上ったり、高額介護サービス費などを受け取ることができなくなります。やむを得ない理由で、納期限までに保険料を納めることができない場合は、高齢介護課介護保険係「☎56-4043」へご相談ください。

ご利用ください!! 地域包括支援センター

問 ☎(54)7330
☎(55)3047

■相談日時■
月～土曜日 8:30～17:00

介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者を総合的に支える「地域包括支援センター」。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどを中心にチームを組み、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して生活していくためのワンストップ相談窓口です。

なんでもご相談を

- 介護に関する相談や悩みはもちろん、健康・福祉・医療・生活に関することなど、どんな相談にも対応
- 「どこに相談するのがわからない」といった悩みも、まずはご相談を
- ※問題に応じて、適切なサービスや機関・制度の利用につなげます

権利の擁護

- 認知症などにより、判断能力が十分でない人が、日常生活上の契約などで不利益を被らないための相談・支援
- 成年後見制度の紹介、高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売や住宅リフォーム・消費者金融などの消費者被害の防止に関する情報提供

地域包括支援センター

自立して生活できるよう支援

- 「要支援」と認定を受けた人への介護保険サービス利用の援助や、支援・介護が必要となる可能性の高い人への介護予防事業利用の援助
- 生活の中で実現したいことや目標について一緒に考え、安心して生活を続けていくための支援

さまざまな方面から支援

- 地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢者にとってより暮らしやすい地域にするためのさまざまな機関とのネットワークづくり
- 研修の実施、制度や施策などの情報提供

在宅介護支援センター

地域の身近な相談窓口として地域包括支援センターと協力・連携しています。

| | 担当校区 | 場所 | 電話番号 |
|------------|--------|-----------|-----------|
| ひだまり | 久津川・古川 | 平川浜道裏20-1 | ☎(55)5150 |
| 萌木の村 | 久世・深谷 | 寺田奥山1-6 | ☎(52)0091 |
| 地域包括支援センター | 寺田・寺田南 | 寺田水度坂130 | ☎(54)7330 |
| 西部 | 寺田西・今池 | 寺田乾出北55 | ☎(53)9500 |
| 梅林園 | 富野・青谷 | 中芦原55 | ☎(52)4533 |

いつでもご相談を!

○地域包括支援センター
寺田水度坂130(鴻の巣会館)



まちづくり出前講座について

市では、まちづくり出前講座を行っています。高齢介護課は、「高齢者の福祉施策について」「介護認定について」「介護保険サービスを利用するとき」「認知症サポーター養成講座」の4つの講座を実施しています。申し込み・問い合わせは市民活動支援課[☎(56)4001]まで。

保険料の減免や負担軽減制度

介護保険料の減免

市には、収入の少ない世帯のための保険料減免の制度があります。減免を受けるには保険料段階が第3段階・

第4段階の人で年間収入120万円以下、預貯金350万円以下、課税者の扶養を受けていないなどの条件があります。また、災害で家屋に1割以上の損害を受けたり、入院や失業などが原因で世帯収入が著しく減った場合などの減免の制度もあります。

食費・居住費(滞在費)の軽減 <表1参照>

介護保険3施設(特養、老健、療養型)への入所(院)やショートステイを利用する場合、食費や居住費(滞在費)は原則自己負担です。金額は施設が定めますが、市民税非課税世帯の人に対して、その負担を軽減する制度です。

高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費

介護サービスを利用した場合、1割の自己負担額が一定の金額を超えるとその超えた分をお返しします。また、介護サービス費と医療費の自己負担額が高額になった場合、介護サービス費と医療費のそれぞれの限度額を適用後、介護保険と医療保険の自己負担額をあわせた1年分(8月～翌年7月)を世帯ごとに合算し、限度額を超えた場合は、超えた分をお返しします。

保険料の減免や各負担軽減制度の適用を受けるには申請が必要です。各制度に関する手続きの方法や該当基準など、詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。☎(56)4043

表1 介護サービスを利用した場合の自己負担 (施設に入所した場合や、ショートステイを利用した場合)

| 利用者負担段階 | 食費(月額) | 居住費(月額) | | | | | 高額介護サービス費の上限(月額) |
|---------|--------|------------------|----------|-------|--------|------|--------------------------|
| | | ユニット型個室 | ユニット型準個室 | 従来型個室 | | 多床室 | |
| | | | | 特養 | 老健・療養型 | | |
| 第1段階 | 300円 | 820円 | 490円 | 320円 | 490円 | 0円 | 個人 15,000円 世帯 15,000円 |
| | | | | | | | |
| 第2段階 | 390円 | 820円 | 490円 | 420円 | 490円 | 320円 | 個人 15,000円 世帯 24,600円 |
| 第3段階 | 650円 | 1,310円 | 1,310円 | 820円 | 1,310円 | 320円 | 世帯 24,600円 |
| 第4段階 | | 各施設などが決めた金額を払います | | | | | 世帯 37,200円 |

介護サービスを利用するためには、市に要介護(要支援)認定申請をして「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。申請は、市の窓口で本人やその家族が行いますが、申請に行くことができない場合は地域包括支援センターなどに代行してもらい

介護サービスの利用について

ともできます。申請には、介護保険被保険者証(65歳未満の人は、健康保険証など)が必要で、申請後に、本人などへの聞き取り調査があります。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。これらをもとに、「介護認定審査会」で審査され、

介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。認定結果が出る前でも、暫定的なケアプランを作成することで、申請日から介護サービスを利用することもできます。現在日常生活を送るのに心配がなければ、認定申請をする必要はありません。今後、身体機能の低下などで日常生活に支障を感じ、デイサービスやヘルパーなどの介護サービスが必要と思われる時に、かかりつけの医師

介護サービスの使い方

介護サービスを利用するにはケアプランをたてる必要があります。ケアプランをたてるために、まずはケアマネジャーに相談しましょう。要支援1・2の人は地域包括支援セン

とも相談の上、要介護(要支援)認定の申請をするようにしてください。高齢介護課介護認定係 ☎(56)4037

住宅改修福祉用具購入受領委任払いをご利用ください

城陽市には受領委任払いという制度があります。利用者が事業者にかかった費用の1割分の支払いで済むようすることで、利用者が一時

ターへ、要介護1～5の方は居宅介護支援事業者へそれぞれ直接連絡してください。施設への入所は直接施設へ連絡してください。 ※ご注意ください ※住宅改修費および福祉用具購入費の支給を受けるには、市への事前申請が必要です。事前申請がない場合には、保険給付の対象となりません。 高齢介護課介護保険係 ☎(56)4043